

第23回 ことう地域チームケア研究会



くすのきセンター

1階 研修室

平成28年11月10日(木)

交流会

- 講演を聞いた感想・もっと知りたいこと
 - 自分の職種では何ができるか など
- ❁ グループ発表後は、自己紹介タイムです。

薬の管理が出来ない状況を把握していきたい

飲めない理由

- 多くの日数分をまとめてもらっている場合(1日くらいのまなくても・・・と思ってしまう)
- 飲みこぼし、飲みにくさ

居宅療養管理指導等について

- 相談しやすい時間帯
- 電子薬手帳の活用

- 残薬袋の周知が必要。
- 訪問看護が薬管理をされていることもあるが訪問看護が介入していないケースのほうが多い。
- 薬剤師と医師が密な連携をとってほしい
- 在宅支援では、薬のことを直接医師に聞く場合も多いが薬剤師が関わることで解決できることもある。服薬を通して薬剤師もケアチームとして連携していけるのではないか。
- 在宅依頼について
リスト以外の薬局にも相談してもよい。訪問対応ができない時は薬剤師会から紹介できる。
- 残薬袋を活用し、ばらばらではなくかかりつけ薬局にまとめて持っていくのが良い。
- サービス担当者会議に薬剤師の参加も必要ではないか。
- 薬手帳がなくてもスマホで管理ができることを知った。

- 一包化すると飲みやすくなるが、施設利用の方の場合袋に記名するなどの相談可能。一包化は料金が高くなる。
- 多科にかかっている患者さんの場合、医師同士の連携もしていくことで薬の重複などの問題が改善されていくのではないか。
- 独居の方、認知症の方への関わり
→デイサービスの送迎の際に薬のチェックをしている。いろいろな職種が薬に関して関わることができる。
- 他職種が困っている事例
- 病院にはかかるが薬の副作用が怖くて飲めない方。
→訪問看護、薬剤師が介入するとよいと思われるが、信頼関係の構築が必要。その人に合った処方方を医師と相談

- 在宅で薬剤師ができることを教えていただいた。
- 薬剤師は居宅療養管理指導に関わっても利用回数に制限があるので、ヘルパーさんとの連携が必要。
- 剤形について 利用者によって工夫ができる
- 「薬が飲めていない」→ケアマネさんから薬剤師さんや医師に相談
- 訪問看護ステーションで残薬の取り組みをしているが、残薬を持っていった時に、薬局によって対応の違い(温度差)を感じる。
- 歯科から薬局に処方がある場合は少ない。鎮静剤、抗生剤が重複することがあるので歯科でも他にどのような薬をのまれているのか確認する必要はある。
- ジェネリックへの変更についてどのように対応しているか(ジェネリックの効果、ジェネリックを使用した場合の医師への報告はどうなっているか)。
- 使用期限について 基本的には一年くらいだが保存条件の決まっているものなどは、薬剤師の判断で使用をやめてもらうこともある。

- 製薬会社として「何ができるか」考えている

→在宅に関わる職種に薬の副作用などについての情報を伝えていくこと

- 薬手帳について

薬手帳の持参によって料金に違いは？

→持っていない人は高くなる。

多職種で確認しあうためのものということ意識していただくとういのは。

- 残薬整理について

とりあえず薬局に持ち込んでいただきたい。薬剤師が整理をする。

- 薬を預かった時に患者とトラブルにならないか

→「管理票」を患者に提示して預かったものを確認できるようにしている。

- 次回受診まで薬がない

→残薬が活用できるのでは。薬剤師に相談を。